



令和2年7月10日

住宅局建築指導課

## BIM導入のメリットの検証等に取り組む14事業者と連携 ～建築BIM推進会議と連携する事業の決定～

国土交通省は、令和2年度BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業に応募のあった提案の中から、学識経験者等による評価を踏まえて、建築BIM推進会議と連携し、BIM導入のメリットの検証等を行う事業として、14件の提案を連携事業に決定しました。

### 1. 連携事業とは（別紙1参照）

「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」※で採択されなかった提案のうち、建築BIM推進会議と連携し、検討内容の熟度を高めることで、今後成果物が公表された場合に当該成果物の発展性・波及性等が見込まれるものとして学識経験者等により評価されたものであり、事業者の同意が得られたもの。

※建築BIM推進会議で策定された「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」（令和2年3月）に沿って、設計・施工等のプロセスを横断してBIMを活用する建築プロジェクトにおける、BIM導入の効果検証や課題分析等を試行的に行う取組について、優れた提案を行った者に対し、国が当該検証等に要する費用を補助するもの。

### 2. 連携事業の件数

14件

※詳細は別紙2及びBIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業HP

（URL：<https://r02.bim-jigyuu.jp/>）を参照のこと。

※採択事業（8件）の決定については、令和2年6月30日に別途公表しております。

（詳細は [https://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000836.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000836.html) 参照）

### 3. 連携事業の取り組み内容（別紙1参照）

- ・ 建築BIM環境整備部会等で意見交換を行いながら、応募提案に基づき検証等を実施していただきます。途中経過および成果物等については発表を行っていただき、委員より活動内容についての助言を実施します。
- ・ 検証等の内容は、下記の内容を含むものとします。
  - ①ガイドラインに沿って行われるプロジェクトにおける、BIM活用による生産性向上等のメリットの検証等
  - ②関係事業者が、ガイドラインに沿ってBIMデータを受渡し等しつつ連携するにあたっての課題の分析等
- ・ 事業の期間：令和2年度内
- ・ 成果物：検証等結果を報告書にまとめ、公表。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 鈴、北川（内線 39-519、39-542）

電話：（代表）03-5253-8111 FAX：03-5253-1630